

お知らせ

2024年 5 月 27 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 4 号機の第16回定期検査中における
運転上の制限逸脱についてお知らせします

玄海原子力発電所 4 号機（加圧水型軽水炉、定格電気出力118万キロワット）は、第16回定期検査中のところ、本日、非常用電源の機能検査を実施した際、電動補助給水ポンプ 2 台のうち 1 台について、自動起動しなかったため、11時50分に保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱を判断した上で点検を開始しました。

その後、しゃ断器を取替え当該ポンプが起動できることを確認したため、14時56分に「運転上の制限」の逸脱から復帰しました。

本事象による環境への放射能の影響はありません。
なお、取替えたしゃ断器については、今後、詳細に確認を実施します。

(参考)

- ・保安規定に定める「蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）」

項 目	運転上の制限※
電動補助給水ポンプ	2 台が起動できること

※運転上の制限

保安規定において、運転の際に実施すべき事項などを定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限の逸脱を判断し、速やかに必要な措置を行う。

- ・電動補助給水ポンプ

蒸気発生器への通常の給水機能が喪失する等の非常時に、復水ピットの水を蒸気発生器に給水し、原子炉を冷却するために用いる電動の補助給水ポンプ。

- ・しゃ断器

電気の流れをしゃ断、接続するための開閉装置。

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。